

第4章 計画の実現に向けた施策の展開

本計画の実現に向けて、各主要事業(中分類)の目指す方向性、個別事業(小分類)の展開について、以下に示します。

1. 食と暮らしを支える多様な農業経営

(1) 地産地消の推進

目指す方向性

市民の食と暮らしを支える市内産農産物を購入する方法として、スーパーマーケットやイベント等による即売会のほか、直売所等があります。そのなかでも、直売所は農業者の経営にとっても主要な販路となっており、既に多くの市民が利用しています。直売所は本市の農業の情報発信の拠点としても重要度が高いことから、より多くの市民が利用できるように、周知の強化や利便性向上等の検討により直売所のさらなる利用促進を図ります。

また、地産地消の推進として、公共施設等での市内産農産物の販売機会の拡大など、市内産農産物を市内各地で消費できる仕組みをつくることで、安定した販路の確保と、市民に新鮮な農産物を提供し、本市の農業への理解促進につなげます。

さらに、販路の一つとして、安定的に学校・保育園給食への農産物の提供が図れるよう、関連部署と連携して、栄養士との意見交換を実施し、効率的な運用を検討していきます。

事業の展開

事業① 直売所の周知と機能向上による利用促進

本市のホームページや西東京市農のあるまちサイト“たっぷり畑の恵み”等の活用と直売所周知用素材の検討により、直売所の周知と詳細な情報発信を強化します。また、直売所の利便性向上等を検討し、さらなる利用を促進します。

実施主体 市、農業者、JA

事業② 公共施設等での販売機会の提供

市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設等での実施を検討します。市内の様々な地域で実施することにより、これまで市内産農産物との接点が少なかった市民にもPRを図ります。

実施主体 市、農業者

事業③ 学校給食との連携

市内産農産物の利用の拡充や食育等に関して、関連部署と連携し、保育園や学校の栄養士と農業者の意見交換会を定期的で開催し、市内産農産物を利用した共通メニュー等の取組みを支援し、市内産農産物提供の効果的な運用を検討します。

実施主体 市、農業者、JA

(2) 安定した販路の確保

目指す方向性

持続的な農業経営のために、生産物の安定的な販路の確保と生産の拡大が重要です。市内外の商業者等との連携支援により、農産物の安定的な販路の確保につながる方策を検討します。

また、飲食店等へ市内産農産物を使用した「めぐみちゃんメニュー」の発信と、さらなる活用を検討します。

事業の展開

事業① 商業者等との連携支援

商業者、商店街、自治会等での販売・流通の仕組みづくり、そのための農業者と商業者等とのマッチングを支援します。多様な連携方法により、農業者が継続的に安定した販路の確保につながる方策を検討します。

実施主体 市、農業者、商工業者

事業② めぐみちゃんメニューの発信

飲食店等における市内産農産物活用の拡大に向けて、飲食店等の協力を得て、市内産農産物を使用したメニューを「めぐみちゃんメニュー」として、消費者に提供してきました。

今後、農業者、飲食店等の双方にメリットを生み出すために、「めぐみちゃんメニュー」の発信と、さらなる活用を検討します。

実施主体 市、農業者、商工業者

(3) 市内産農産物の品質・価値の向上

目指す方向性

市内産農産物の品質向上を支援するとともに、市内産農産物を「めぐみちゃんブランド」として、市内外の消費者へ、本市の農業の理解促進、普及啓発を図ることで、市内産農産物の価値づくりを支援します。

事業の展開

事業① めぐみちゃんブランドの価値づくり

市内産農産物の品質向上に係る新技術や新品目の導入への支援、価値を高めるため、西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」の使用拡大方策の検討を行います。市内産農産物の品質・価値の向上により、収益性の高い農業経営につながる支援方策を検討します。

実施主体 市、東京都、農業者、JA

(4) 持続可能な農業経営の支援

目指す方向性

昨今、農業の分野においても、生産から流通まで環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減、農業活動で発生する廃棄物の減量など、環境への負荷低減に資する生産・流通を促進するため、持続可能な農業に取り組む農業者を支援します。

事業の展開

事業① 環境負荷を軽減する農業への支援

農業による環境への負荷軽減のため、農業活動で発生する廃棄物の減量、省エネルギーや脱炭素化、化学農薬・化学肥料の低減等に対応した農業生産、流通の仕組みを整備検討し、取り組む農業者を支援します。

実施主体 市、東京都、JA

スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11~15年度
(1)地産地消の推進						
① 直売所の周知と機能向上による利用促進	情報の更新・発信			施策の見直し		
② 公共施設等での販売機会の提供	周知・実施			施策の見直し		
③ 学校給食との連携	検討・実施			施策の見直し		
(2)安定した販路の確保						
① 商業者等との連携支援	検討・実施			施策の見直し		
② めぐみちゃんメニューの発信	周知・実施			施策の見直し		
(3)市内産農産物の品質・価値の向上						
① めぐみちゃんブランドの価値づくり	検討・実施			施策の見直し		
(4)持続可能な農業経営の支援						
① 環境負荷を軽減する農業への支援	検討・実施			施策の見直し		

2. 農地の保全と活用

(1) 生産緑地の保全と次世代農業者の農地確保

目指す方向性

都市農業の根幹を成す生産緑地地区制度や税制について、農業者の立場から積極的に意見を具申します。営農しやすい環境づくりや、身近にある農の風景により、市民の農業への理解を得るため、農地の適正な管理に努め、農地・生産緑地の保全を目指します。農地保全、農業者の経営安定化の観点から、農地活用方法の一つとして、農業者開設の市民農園・農業体験農園開設の推進を図ります。

また、農地の貸借を推進するため、安心して貸借できる体制を整えることで、次世代農業者につなぐ農地の確保に努めます。

事業の展開

事業① 農地の適正な活用

農業委員会の協力のもと、農地の適正な管理を行うとともに、相談体制を強化します。また、DX活用による農地の活用・管理の効率化を検討します。また、適正な農地の保全と活用の方策として、農業者開設の市民農園、農業体験農園の開設への支援、利用の促進等を推進します。

実施主体 市、農業委員会

事業② 生産緑地地区制度への対応

特定生産緑地制度活用のための所有者への情報提供を継続するとともに、生産緑地の再指定・追加指定に向けて、制度についての情報発信、また、宅地の農地創設を支援します。さらに、生産緑地地区制度や税制への意見の具申を行います。

実施主体 市、農業委員会

事業③ 農地貸借の推進

安心して農地の貸借ができる体制について、JA、東京都農業会議等との連携により、貸し手と借り手の仲介や相談などフォロー体制を整え、農地規模拡大希望者や後継者、新規就農者等への農地確保を推進します。

実施主体 市、農業委員会、JA、東京都農業会議

事業④ 市民農園、農業体験農園開設の推進

市開設の市民農園について、利便性向上のため、よりよいサービス提供の検討と、農業者開設の市民農園・農業体験農園開設についても支援を推進します。農業体験農園開設経費の補助制度について、周知します。さらなる農業者開設の市民農園、農業体験農園の開設への整備支援を図り、市民等の農業とのふれあいを通じて、本市の農業への理解促進、市民へ農のある暮らしの魅力を提供します。

実施主体 市、東京都、JA

(2) 多面的機能の発揮

目指す方向性

市民が農地の持つ多面的機能への理解を深めるために、様々な場面で市民が農業と触れ合う機会の提供を拡充します。そのため、災害発生時の避難場所となる災害時協力農地の拡大や、農のある風景の魅力や生物多様性の保全を伝える取組みを推進します。

事業の展開

事業① 災害時協力農地の確保

農地の防災機能について周知方法の検討をし、JAと連携を図り、防災機能を発揮できる環境を整備することにより、災害時における避難場所や、農産物の供給を行う災害時協力農地の協定を締結する農地の拡大を推進します。

実施主体 市、JA

事業② 農地の景観創出・環境保全機能の確保

緑地としての農地の価値、環境保全に寄与する農地の役割について、農地見学、まち歩き、防災訓練などのイベントを通じて市民理解を促進する取組みを推進します。また、農地を適正に保つことは、景観創出につながることから、農地の適正な管理を推進します。

実施主体 市、農業者

(3) 環境保全に寄与する農地活用の検討

目指す方向性

昨今、農業の分野においても、生産から流通まで環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減、農業活動で発生する廃棄物の減量など、環境への負荷低減に資する生産・流通を促進するため、持続可能な農業に取り組む農業者を支援します。

事業の展開

事業① 環境負荷を軽減する農業への支援【再掲】

農業による環境への負荷軽減のため、農業活動で発生する廃棄物の減量、省エネルギーや脱炭素化、化学農薬・化学肥料の低減等に対応した農業生産、流通の仕組みを整備検討し、取り組む農業者を支援します。

実施主体 市、東京都、JA

スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11~15年度
(1)生産緑地の保全と次世代農業者の農地確保						
① 農地の適正な活用	検討・実施			実施の見直し		
② 生産緑地地区制度への対応	周知・実施			実施の見直し		
③ 農地貸借の推進	検討・実施			実施の見直し		
④ 市民農園、農業体験農園開設の推進	周知・実施					
(2)多面的機能の発揮						
① 災害時協力農地の確保	検討・実施			実施の見直し		
② 農地の景観創出・環境保全機能の確保	周知・実施			実施の見直し		
(3)環境保全に寄与する農地活用の検討						
① 環境負荷を軽減する農業への支援【再掲】	検討・実施			実施の見直し		



〔農業者開設の市民農園〕



〔災害時協力農地〕



〔畑の防災訓練〕

3. 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

(1) 若手農業者や女性農業者の育成

目指す方向性

我が国の農業に共通する大きな課題のひとつである後継者や担い手の不足に対し、若手農業者や女性農業者、新規就農者への栽培技術指導や、経営指導の仕組みをつくることにより、持続可能な農業経営者の育成を支援します。

また、農業者同士や周辺住民との情報共有・提供の機会を創出することで、持続的に安心して農業に取り組める体制を強化します。

事業の展開

事業① 後継者、新規就農者の育成

JAや東京都と連携して、農業者の生産技術に加え、販路開拓や経営スキルの継承など就農希望者、新規就農者、後継者育成に取り組みます。また、指導農業士制度の利用を促す等、地域で新規就農者、後継者育成を行うための体制強化に取り組みます。

実施主体 市、東京都、農業者、JA

事業② 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出

新規就農者を含む若い担い手や女性農業者など、農業者同士及び市民との交流、情報共有・提供の機会を創出し、安心して農業に取り組める体制の強化を図ります。また、意見交換を通じて、有効な支援策を検討します。

実施主体 市、農業者、JA

事業③ 農地貸借の推進【再掲】

安心して農地の貸借ができる体制について、JA、東京都農業会議等との連携により、貸し手と借り手の仲介や相談などフォロー体制を強化し、農地規模拡大希望者や後継者や新規就農者等への農地確保を推進します。

実施主体 市、農業委員会、JA、東京都農業会議

(2) 多様な農業者への支援検討

目指す方向性

認定農業者は、自らが作成した農業経営改善計画が認定され、将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営が望まれる農業者です。他の農業者が認定農業者の取組みを参考にすることで、安定的な営農も期待されます。これら本市の農業を先導する認定農業者だけでなく、規模や経営形態に関わらず、多様な農業者が、持続的に農業を営むことができるための支援の拡充について検討します。また、JAで行っている営農支援について、情報提供を行います。

事業の展開

事業① 認定農業者への支援

認定農業者経営改善支援補助金や都市農業経営力強化事業補助金の運用を進めるとともに、認定農業者の農業経営改善計画のフォローアップを東京都、東京都農業会議と連携して実施します。また、認定農業者への施設整備の支援など、各種支援の拡充などを検討します。

実施主体 市、東京都、東京都農業会議

事業② 新たな支援策の調査・研究

直売所への支援策や、都市農地の保全・活用を推進するため、未来に残す東京の農地プロジェクト補助金等の支援策を検討します。その他、環境負荷を軽減する農業など、多様な農業経営に対応する支援策及び認定農業者に準ずる認証制度について調査・研究を行います。また、東京都等の補助事業の活用にも取り組みます。

実施主体 市、東京都、東京都農業会議

事業③ 営農支援事業の適正運営

JAによる営農支援事業の情報提供を行い、農業者への効果的な支援策を検討します。

実施主体 市、JA



〔直売所〕

(3) 援農ボランティア制度の活用

目指す方向性

担い手不足の解消や農地保全の策の一つとして、市民が農業に携わることができる援農ボランティア制度の活用を促進するため、農業者と援農ボランティアとのマッチング方法を構築するとともに、学生等との連携により多様な援農を促進します。

また、援農ボランティアのスキルアップの仕組みを検討します。

事業の展開

事業① 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供

援農ボランティアを増やすための仕組みづくり、受け入れ農家の掘り起こしと受け入れ体制づくりの検討、援農ボランティアと農業者の適切なマッチング機会を提供します。また、学生等と連携を図り、農作業支援、販売支援等多様な役割の援農を促進します。

実施主体 市、市民

事業② 援農ボランティアのスキルアップ

農のアカデミー体験実習農園における援農ボランティアのスキルアップを支援し、担い手の育成を推進します。

実施主体 市、農業者

スケジュール

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11~15年度

(1)若手農業者や女性農業者の育成

① 後継者、新規就農者の育成

検討・実施

施策の見直し

② 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出

調査・研究・検討・周知・実施

施策の見直し

③ 農地貸借の推進【再掲】

検討・実施

施策の見直し

(2)多様な農業者への支援検討

① 認定農業者への支援

検討・実施

施策の見直し

② 新たな支援策の調査・研究

調査・研究・検討・試行・実施

施策の見直し

③ 営農支援事業の適正運営

検討・実施

施策の見直し

(3)援農ボランティア制度の活用

① 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供

検討・実施

施策の見直し

② 援農ボランティアのスキルアップ

実施

施策の見直し

4. 地域と協働する農業

(1) 農商工・産学公連携の推進

目指す方向性

農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進します。また、新しい枠組みでの農業振興を図り、農産物の品質・価値の向上、消費拡大及び市民の農業への理解促進を図ります。

事業の展開

事業① 農業と異分野との連携促進

市内産農産物の活用促進など飲食店、商店街、小売店との連携、教育や福祉、健康の視点による連携など異分野の民間事業者等との連携や高齢者や障害者等が農業で活躍することを通じ、就労や生きがいづくりの場を生み出す農福連携などの推進、農業の価値を高める方策の検討と、検討のための機会を創出します。

実施主体 市、東京都、農業者、商工業者

事業② 市内学校等との交流・連携機会の創出

市内小中学校、高校、大学、幼稚園、保育園等との交流、連携機会の創出、次世代の担い手となりうる子どもたちと農業が関わる機会を創出・支援し、農業の魅力の普及・啓発を図ります。

実施主体 市、農業者、市民



〔農業体験〕



〔マルシェ〕

(2) 農業者と市民・子どもたちとの交流の創出

目指す方向性

市民・子どもたちに農業・農地・農産物(主に本市の4本柱である野菜、果樹、花卉、植木)に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な活用・取組みを推進します。

また、本市の農業についての理解促進や、農地保全及び農業者の経営安定化の方策として、農業者開設の市民農園や農業体験農園の開設への整備支援をし、交流の場を提供します。

事業の展開

事業① 農業体験・交流の場としての農地活用と発展

市民・子どもたちが農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するため、農業のレクリエーション機能や学習機能を活かした農地の効果的な活用・取組みを推進します。

実施主体 市、農業者

事業② 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】

市開設の市民農園について、利便性向上のため、よりよいサービス提供の検討と、農業者開設の市民農園・農業体験農園開設についても支援を推進します。農業体験農園開設経費の補助制度について、周知します。さらなる農業者開設の市民農園、農業体験農園の開設への整備支援を図り、市民等の農業とのふれあいを通じて、本市の農業への理解促進、市民へ農のある暮らしの魅力を提供します。

実施主体 市、東京都、JA

(3) 農業・農産物への理解促進

目指す方向性

市内産農産物の新鮮さ、安全性の周知とともに、農の魅力情報を発信、PRをすることで都市農業への理解を深めます。

事業の展開

事業① 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR

市内産農産物の販売促進、価値向上のため、市内産農産物の安全性や高い品質についての情報発信を行います。また、環境負荷軽減に取り組む農業・農業者の姿、景観形成や防災への農業・農地の寄与についての理解を深めるための情報発信も行います。都市農業への市民及び消費者の理解を深めることで、農業に取り組みやすい環境づくりを整備します。

実施主体 市、農業者、JA

事業② 農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】

市民・子どもたちが農業・農地・農産物に触れる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するため、農業のレクリエーション機能や学習機能を活かした農地の効果的な活用・取組みを推進します。

実施主体 市、農業者

(4) 庁内連携の推進

目指す方向性

庁内の各部署が連携し、分野を横断した取組みを推進することで、新しい枠組みでの農業振興を図ります。

事業の展開

事業① 庁内各分野と連携した取組みの推進

庁内の各部署が連携し、分野を横断した取組みにより、産業振興やまちづくり、環境保全や地域課題・社会課題の解決などの視点から、新しい枠組みでの農業振興を図ります。

実施主体 市、農業委員会

スケジュール	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11~15年度
(1)農商工・産学公連携の推進						
① 農業と異分野との連携促進	検討・実施					施策の見直し
② 市内学校等との交流・連携機会の創出	周知・実施					施策の見直し
(2)農業者と市民・子どもたちとの交流の創出						
① 農業体験・交流の場としての農地活用と発展	検討・実施					施策の見直し
② 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】	検討・実施					施策の見直し
(3)農業・農産物への理解促進						
① 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR	周知・実施					施策の見直し
② 農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】	検討・実施					施策の見直し
(4)庁内連携の推進						
① 庁内各分野と連携した取組みの推進	検討・実施					施策の見直し

5. 計画実現に向けた各主体の役割

今後、本計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体間の連携した取組みが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画実現に向けた各主体の役割

計画に関わる主体	主な役割
農業者	・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的に進める。 ・農業を発展させるために、市民との連携を進める。
JA	・農業団体の活性化を図るための取組みを進める。 ・農業経営を進めやすい環境をつくる。 ・農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たす。
市民	・地域の農業の理解者として、安全な食生活の推進、地産地消の推進、農業者との連携を進める。
商工業者	・地場流通等農業者と市民を結ぶ取組みを進める。
市	・農業者や農業団体の活動及び農業と各分野の連携を支援する。 ・計画に基づく必要な施設及び設備の整備を支援する。 ・計画に関する情報提供及び進行管理を行う。
農業委員会	・市と連携して、計画推進に必要な市への意見の提出、提案等を行う。
東京都農業会議	・農地保全、農業振興に係る情報提供等支援を行う。
国・東京都	・農業振興、農地保全に対する各種制度、支援策の整備を進める。



6. 計画推進体制の確立

本計画の推進に当たっては、西東京市農業振興計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)において、毎年度、事業の進捗状況等を検証・評価することにより、進行管理を行います。

また、行政、農業者・農業団体、JA及び市民等が連携し、各施策の具体化に向けた取組みを進めるとともに、庁内関係部署との協議・調整及び連携を図り、着実に計画を遂行します。